

防防調第19276号
26.12.26
改正 防防調第15473号
27.10.1
防防調第10079号
令和2年7月1日
防防調第11709号
令和3年7月1日
防防調第7087号
令和4年4月7日
防防調第15367号
令和6年7月1日

大臣官房長 殿
各 局 長

防衛政策局長
(公印省略)

内部部局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：防衛政策局各課長

内部部局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の実施要領

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）第62条の規定に基づき、内部部局における訓令の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、訓令及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（通達（防防調第18144号。26.12.10。以下「通達」という。））において使用する用語の例による。

第2章 本省職員についての適性評価の実施関係

第1 実施体制関係

- 適性評価実施担当者は、防衛政策局次長、調査課長及び調査課に所属する者の中から防衛政策局長が指名する者とする。
- 訓令第7条第1項及び第2項、第30条第2項及び第3項並びに第53条第1項において特定秘密管理者が所掌することとされている事務は、特定秘密管理者が指名した特定秘密管理者補（特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第5条第1項に規定する特定秘密管理者補をいう。以下同じ。）がそれぞれ実施するものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる職に充てられる者に係る事務は、特段の事情がない限り、同表の右欄に掲げる職にある特定秘密管理者補が実施する。

局長 次長	庶務担当課長
官房長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ情報化審議官 審議官 大臣官房に置かれる参事官	秘書課長

- 訓令第7条第3項及び訓令第30条第2項及び第3項において防衛政策局長

が所掌することとされている事務は、調査課長が実施するものとする。

第2 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意関係

- 1 特定秘密管理者補は、自身が特定秘密の保護に関する業務の管理を補助することとされた部署において特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれ、適性評価を実施する必要があると認める者について、その者を登載した候補者名簿を、訓令第5条の表に掲げる本省職員の区分ごとに作成する。その際、第1第2項の表の右欄に掲げる職にある特定秘密管理者補は、同表の左欄に掲げる職に充てられる者を登載した候補者名簿を併せて作成する。
- 2 適性評価実施担当者は、通達第2章第2第3項第1号の規定による、告知書、同意書、不同意書、同意の取下書及び質問票等の評価対象者への交付を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。
- 3 評価対象者は、通達第2章第2第3項第3号の規定により書面又は電磁的記録で提出することとされている同意書、不同意書及び質問票その他の書類等を、特定秘密管理者補を介して提出することができる。この場合において、評価対象者は、提出される書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載内容又は記録内容が適性評価実施担当者以外の第三者に知られることのないよう、書面の場合は、不透明質の封筒に入れて確実に封をすること及び電磁的記録の場合は、適切な情報セキュリティ対策を講じるものとする。

第3 調査の実施関係

適性評価実施担当者は、通達第2章第3第2項第3号の規定による調査票の評価対象者の上司等への交付を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。

第4 評価及び結果の通知関係

- 1 適性評価実施担当者は、訓令第12条第3項、第19条第3項、第22条第1項及び第23条第1項の規定による「適性評価結果等通知書（本人用）」の評価対象者への交付を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。この場合において、適性評価実施担当者は、当該書類の記載内容又は記録内容が評価対象者以外の第三者に知られることのないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 2 適性評価実施担当者は、訓令第22条第2項に規定する誓約書の徴収を、特定秘密管理者補を介して行うことができる。
- 3 特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者は、通達第2章第4第2項第1号に規定する誓約書の写しを、特定秘密管理者補に提出するものとする。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が防衛大臣補佐官等である場合は、調査課長に提出するものとする。

第5 苦情の申出とその処理関係

- 1 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は、防衛政策局調査課情報保全企画室とする。
- 2 訓令第28条第3項の規定による勧告は、付紙第1号様式により行うものとする。
- 3 訓令第28条第4項の規定による報告は、付紙第2号様式により行うものとする。

- 4 訓令第28条第5項の規定による通知は、付紙第3号様式により行うものとする。
- 5 訓令第28条第6項の規定による通知は、付紙第4号様式により行うものとする。

第6 適性評価実施後の措置関係

- 1 通達第2章第6第1項に規定する特定秘密取扱職員の上司が当該職員に対して行なう事情の確認については、口頭または訓令第30条第1項各号が記載された書面により行うものとする。
- 2 特定秘密取扱職員の上司は、訓令第30条第2項に規定する連絡を、特定秘密管理者補に対して行うものとする。ただし、特定秘密取扱職員が防衛大臣補佐官等である場合については、調査課長に対して行うものとする。
- 3 特定秘密取扱職員は、訓令第30条第3項に規定する申出を、特定秘密管理者補に対して行うものとする。ただし、防衛大臣補佐官等は、調査課長に対して行うものとする。

第7 適性評価の実施状況の記録関係

訓令第31条第1項及び第2項に規定する帳簿は、防衛政策局調査課情報保全企画室に備える。

第8 その他

適性評価実施担当者は、特定秘密管理者、特定秘密管理者補及び評価対象者を含む本省職員に対し、適性評価の手続の周知を徹底するものとする。

第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施関係

第1 実施体制関係

- 1 適性評価実施担当者は、第2章第1第1項に規定する者とする。
- 2 訓令第37条第1項及び第3項から第6項まで、第38条第3項、第40条第4項、第41条第5項、第48条第2項、第50条第7項並びに第51条において特定秘密管理者が所掌することとされている事務は、特定秘密管理者が指名した特定秘密管理者補がそれぞれ実施するものとする。

第2 評価及び結果の通知関係

適性評価実施担当者は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に対し、通達第3章第4第2項に規定する誓約書の写しを、特定秘密管理者補に提出するよう求めるものとする。

第3 苦情の申出とその処理関係

- 1 訓令第49条に規定する苦情受理窓口は、防衛政策局調査課情報保全企画室とする。
- 2 訓令第50条第3項の規定による勧告は、付紙第1号様式により行うものとする。
- 3 訓令第50条第4項の規定による報告は、付紙第2号様式により行うものとする。
- 4 訓令第50条第5項の規定による通知は、付紙第3号様式により行うものとする。

5 訓令第50条第6項の規定による通知は、付紙第4号様式により行うものとする。

第4 適性評価の実施状況の記録関係

訓令第52条第1項及び第2項に規定する帳簿は、防衛政策局調査課情報保全企画室に備える。

第4章 適性評価に関する個人情報等の管理関係

訓令第4章及び通達第4章に規定するもののほか、適性評価実施担当者、特定秘密管理者及び特定秘密管理者補は、内部部局において適性評価に関する文書等及び個人情報の管理を適切に実施するために必要な措置を講じなければならない。

(適性評価実施責任者) 殿

(苦情処理責任者)

苦情処理の結果に基づく適性評価の改善について（勧告）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

記

- 1 勧告の対象となった苦情の概要
- 2 勧告の内容

(苦情処理責任者) 殿

(適性評価実施責任者)

苦情処理の結果に基づく適性評価の改善措置について（報告）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第28条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 勧告の対象となった苦情の概要
- 2 勧告の内容
- 3 勧告を受けた改善措置の内容

(適性評価実施責任者) 殿

(苦情処理責任者)

苦情処理の結果に基づく適性評価の再実施について (通知)

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令 (平成26年防衛省訓令第65号) 第28条第5項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 改めて適性評価を実施する必要がある苦情申出者の氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 苦情の概要

特定秘密管理者 あて

適性評価実施責任者

苦情処理の結果に基づく適性評価の実施について（通知）

標記について、苦情処理責任者より別添のとおり下記の評価対象者に対し改めて適性評価を実施する必要がある旨の通知があったので、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第28条第6項の規定に基づき、通知する。

記

- 1 改めて適性評価を実施する必要がある苦情申出者の氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 苦情の概要

添付書類：別添